

2026年1月

お客様各位

### 暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みについて

昨今、インターネットバンキング等を利用した不正送金事案や特殊詐欺等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の口座にお振込される事案が多発しており、金融庁および警察庁から対策の強化について要請を受けています。

当金庫では、この要請を受け、お客さま保護および不正送金防止等の観点から暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人とは異なる振込依頼人名に変更して行うお振込みをお断りさせていただきます。

加えて、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど詐欺被害等の未然防止のため、お振込み理由を確認するとともに、資料等の提出をお願いする場合がございます。

お客さまの大切な資産を守るため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

#### 関連 Web サイト

□警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」へのリンク

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

□金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」へのリンク

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

